

非常災害対策計画の策定にあたっての指針

1. 作成にあたって

(1) 人命の安全

非常災害対策計画を作成する目的は、第一に人命を守ることにあります。計画は人命を守ることを最優先とし、職員が適切に行動できるよう作成してください。

(2) 内容の簡潔化・明確化

非常災害対策計画は作成の目的や行動の方針を明確にし、簡潔かつ明確な文章で作成してください。

緊急時に使用するものであることから、箇条書きにする、図表を用いる等の工夫をし、シンプルで具体的なものにしてください。

(3) 災害の種類ごとに作成する

災害の種類によって、地域差による被害の大小や避難場所は変わるので、災害の種類ごとに具体的な内容で作成しましょう。

(4) 意見の集約

非常災害対策計画を作成するにあたって、様々な視点から防災に対する対策を立てる必要があります。なるべく多くの職員で意見を出し合い、計画を作成してください。(計画が現実的で実行可能なものであるか判断できるとともに、職員間の意識の統一も図ることが出来ます。)

(5) 事業所の実情に応じた対策

同一法人で画一的なものとならないよう、災害の特徴、事業所の立地する地域の実情や利用者の心身の状況等を踏まえて、非常災害に対する措置を講じるようにしてください。

また、7ページからのチェックシートを活用し、事業所が置かれている状況を把握することも重要です。

(6) 計画の見直し

非常災害対策計画は防災訓練の結果、利用者の状況、他地域での災害時の状況等を踏まえて、随時見直しをしてください。

(7) すぐに使える

非常時に保管場所が分からなくなるということがないように、職員全員から分かりやすい保管場所を定め、すぐに確認できるようにしてください。

2. 非常災害対策計画に盛り込むべき内容

※厚生労働省の通知による項目例

(1) 事業所の立地条件

事業所が立地する地域の実情（例）

実情	特徴
海が近い	<ul style="list-style-type: none">津波の危険が大きい高潮の被害を受ける恐れ台風の被害が大きい
川が近い	<ul style="list-style-type: none">河川の氾濫の可能性避難時に転落する危険
土砂災害警戒区域にある	<ul style="list-style-type: none">土砂崩れの危険道路の寸断の恐れ
付近の道路が冠水しやすい	<ul style="list-style-type: none">避難が困難になる浸水の恐れ
海拔が低い	<ul style="list-style-type: none">津波の危険が大きい高潮の被害を受ける恐れ
水路がある	<ul style="list-style-type: none">避難時に転落する危険付近の道路が冠水する恐れ
付近に古い家屋が多い	<ul style="list-style-type: none">地震で家屋が倒壊する恐れ倒壊した家屋による道路の寸断火災で燃え移る危険が大きい
北部地域	<ul style="list-style-type: none">雪害によるライフラインの切断大雪での孤立

地域によって実情が異なるため、災害によっては被害のないものや被害が大きくなるものがあります。災害を想定したときに、より被害が大きくなる見込みがあるものについては、細かく計画を作成することが必要となります。

避難ルートや避難場所についても、災害の種類ごとに設定する必要があり、もしものことを考え、避難場所に至るルートを複数設定しましょう。

(2) 災害に関する情報の入手方法

情報等の確認方法

気象情報（気象庁）	http://www.jma.go.jp/jma/index.html
山口県土砂災害ポータル	http://d-keikai.pref.yamaguchi.lg.jp/portal/
山口県土木災害システム	http://y-bousai.pref.yamaguchi.jp/kco_top.aspx
山口県緊急災害情報	http://www.bosai-yamaguchi.jp/disaster/CUDISASTER/top/disaster.shtml
周南市防災危機管理課	http://www.city.shunan.lg.jp/section/bousaikiki/

※避難準備情報等の確認頻度

大雨や台風等については状況の把握が重要です。30分に1回等確認する頻度を定め、情報の取得に漏れが無いようにしましょう。

(3) 災害時の連絡先及び通信手段の確認

災害時は回線が混乱し、通常の電話やメールの使用が出来ない場合があります。電話やメール以外の通信手段についても検討してください。

(例)・携帯電話のキャリア各社提供の災害伝言板

- ・NTT災害伝言ダイヤル
- ・災害時に通信規制を受けないグレーや緑色の公衆電話
- ・自転車やオートバイの活用

(4) 避難を開始する時期・判断基準

① 市防災危機管理課の発令に基づく場合

避難準備情報 → 避難勧告 → 避難指示

- ・どの段階で避難の準備をするのか（避難指示が出てからでは遅い）

② 災害の前兆や周囲の異変に基づく場合

川、海、がけ等の異変に対して、避難基準を決めておく

- ・(例) 目視による川の水位
川の水位が目視で橋脚の半分まで来たら避難する
- ・(例) 目視による斜面の異変
斜面から水がわき出ている、割れ目が見えたら避難する

(5) 緊急避難場所・避難所

市指定緊急避難場所・避難所は市防災危機管理課のホームページに掲載があります。

災害の種類ごとに避難所として適しているか、適していないかも確認することが出来ます。

- ・施設内・施設外避難の基準を定める
- ・災害の種類ごとに避難場所を定める

※施設内避難の場合は日頃から、安全なスペースを確保しておくことが重要です。

(6) 避難経路

- ・一つの避難場所につき複数、避難経路を設定する（通行止めに備える）
- ・地図（防災マップの作成があれば◎）に、一目で見分かるように記載する（施設内の経路についても同様）
- ・利用者に考慮した、避難所までの所要時間をそれぞれ算出する

※所要時間を知っておくと、緊急避難時にいつ施設外へ出るべきかの判断基準となります。

(7) 避難方法

利用者一人一人に対して、避難の方法を記載しましょう。利用者の入退所時や状態変化時に見直しすることが必要ですので、別紙で定め必要に応じて作成し直しましょう。

- 緊急時に一目でわかるよう、利用者の情報は1枚にまとめておく
- 自立歩行か車イスか、介助が必要かどうか
- 自立歩行の場合、どのくらい連続して歩けるか
- 自立歩行できない場合の輸送車両の必要台数
- グループ分けの活用（例）
 - ア) 自立歩行が出来る
 - イ) 介助があれば歩行できる
 - ウ) 全介助

※利用者の情報をまとめると、避難に必要な職員数が分かります。人手が足りない、夜間の場合を考慮し、近隣住民の協力があおげる体制も必要です。

(8) 災害時の人員体制・指揮系統

① 連絡体制

- 事業所内、事業所外の人員についての連絡網の作成
- 少ない時間で連絡できる、連絡手段の体制整備
- 回線混乱時の連絡手段

※職員ごとに参集にかかる時間、緊急時の参集可能・不可能、移動手段等を把握しておくことも必要です。

② 役割分担

- 災害時に必要な役割を考える（事業所によって必要な役割は異なる）
- 役割に対し、担当を決める

災害時における役割分担（例）

統括責任者	避難等の判断、防災対策等の遂行・指揮等
情報・連絡担当	災害情報等の収集、関係機関等への連絡・報告、利用者家族への連絡、協力者への連絡、避難状況の取りまとめ等
救護担当	負傷者の救出、負傷者の応急処置、病院への移送等
安全対策担当	利用者の安全確認、施設・設備の被害状況把握、利用者の避難誘導、家族への引き渡し、消火活動等
物資担当	備蓄品の補給、備蓄品の管理（賞味期限・必要数）

- ③ 災害警戒・発生時の組織体制の整備
 - ・命令、指揮系統の整備
 - ・定めた役割分担をもとに、各担当のリーダー、副リーダーを設定する
 - ・一目見て分かるような、フロー表等の作成
- ④ 職員召集の基準
 - ・災害の種類ごとに招集や自宅待機等の基準を設定する
(例) 風水害…警報が発表されたとき → 自宅待機
 - ・災害の段階ごとに招集する職員の範囲を設定する
(例) 大雨警報発表…各担当リーダー → 自宅待機
特別警報発表…各担当リーダー → 参集
その他の職員 → 自宅待機

(9) 関係機関との連携

- ① 関係機関との連絡体制
 - ・市防災危機管理課、消防署、医療機関等の緊急時連絡先の一覧表の作成
 - ・災害時に連絡すべき項目の設定
(避難場所、避難人数、けが人の有無・人数等)

市の災害等に関する部署の連絡先

担当課	電話/FAX
周南市防災危機管理課	0834-22-8208/0834-22-8806
周南市中央消防署	0834-22-8776/0834-22-8779
東消防署	0834-28-3786/0834-28-3787
西消防署	0834-61-3130/0834-62-3044
西消防署西部出張所	0834-83-2466 (FAX兼)
北消防署	0834-68-3699/0834-68-3901
北消防署北部出張所	0834-88-0119 (FAX兼)
光地区消防組合北消防署	0833-91-0001/0833-91-0002
周南市高齢者支援課	0834-22-8343/0834-22-8251 0834-22-8461

※非常災害時は防災危機管理課や消防署へは電話が繋がりにくくなると考えられます。高齢者福祉施設に関する報告は高齢者支援課にご連絡ください。

- ② 地域等との連携
 - ・災害時の協力関係の協定を結ぶ
 - ・防災対策について、日頃から地域住民等と交流する
(例) 事業所の防災訓練への参加を促す、地域の防災訓練に参加する
 - ・福祉避難所の指定の有無
 - ・近隣他施設との連携 (備蓄品の提供、利用者の受け入れ等)

3. 参考資料

(1) 周南市防災危機管理課のページで確認出来ること

周南市ホームページトップ→各課のページ→行政管理部防災危機管理課

- ・現在の災害時の状況
- ・災害時の指定避難所等
- ・災害の備え（家庭や地域で出来る防災対策）
- ・ハザードマップ
- ・地域防災計画
- ・防災情報等リンク集 等

(2) 山口県福祉・医療施設防災マニュアル作成指針

山口県ホームページトップ→組織から探す→健康福祉部厚生課

→「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」

(3) 防災ガイドBOOK（震災対応編）

全国グループホーム団体連合会ホームページトップ

(4) 災害対策チェックシート

石川県ホームページトップ→連絡先一覧・組織から探す

→健康福祉部長寿社会課→「高齢者施設における防災計画作成指針について」

※次ページより同内容のチェックシートを抜粋しています